

## 鹿児島市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者の社会参加促進を図るため、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第1項に規定する第1種免許（以下「運転免許」という。）を取得する身体障害者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、本市に居住し、運転免許を取得することにより社会参加が見込まれる者であって次の各号に該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、補助金の交付対象者としなない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 過去にこの要綱又は他の地方自治体からの運転免許取得に関する補助を受けている者

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 自動車教習所で教習を受けるために支出する経費
- (2) 自動車練習場使用料
- (3) 運転免許証及び仮運転免許証の交付を受けるために支出する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の3分の2に相当する額とし、交付対象者1人当たり10万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をしようとする者は、身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書（様式第1）を提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第14条第1号に定める事業実績書は、運転免許証の写しとする。

2 規則第14条第2号に定める収支計算書又はこれに代わる書類は、交付対象経費に係わる領収書とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成28年1月1日から適用する。

